受付印

軽 自 動 車 税　免 除 取 り 下 げ 申 請 書

神戸市市税事務所長　あて　　年　　月　　日

神戸市市税条例第７１条第１項第１号に該当する車両について免除を受けていましたが、
下記の理由により取り下げます。

減免を取り下げる車両		**【標識番号】**　神戸
①	**軽自動車税の減免を受けている方** **（車両の名義人）**	**住　所**　神戸市　区 **氏　名**　**電　話**（　）
		生年月日　☐ 大正　☐ 昭和　☐ 平成　年　月　日
②	**申請書を記入されている方**	☐ ①と同じ（下の欄は記入不要です）　☐ ①と別人（下の欄を記入してください）
		住　所　神戸市　区
		氏　名　**電　話**（　）
③	**身体障害者等**	☐ ①と同じ（下の欄は記入不要です）　☐ ①と別人（下の欄を記入してください）
		住　所　神戸市　区
		氏　名
		生年月日　☐ 大正　☐ 昭和　☐ 平成　☐ 令和　年　月　日
取り下げ理由		☐ 自動車税の減免を受けるため　（普通車に乗り換え） ☐ 手帳返納のため　（返納した時期：　年　月　日 頃） ☐ 軽自動車 → 軽自動車への乗り換えのため ☐ 障害者死亡のため　（　年　月　日 死亡） ☐ 車両の名義人死亡のため　（　年　月　日 死亡） ☐ その他（　）

［必要書類］

コピーを提出してください
- ☐ 申請書記入者の本人確認書類
 （運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等）
- ☐ 返信用封筒（宛名を記入し、110円の切手を貼付）
 ※ 手帳返納、障害者死亡による取り下げの場合は不要

［処理欄］

課　長	係　長	係	受　付	取り下げ開始年度	入　力	照　合
				令和　年度より		

賦課更正　：　無　・　有　　月　　日　賦課更正入力済

（R8.10）

軽自動車税には減免制度があります

身体に障害のある方、精神に障害があり歩行が困難な方など（以下「身体障害者等」）や、身体障害者等と生計を同じくするご家族が所有する軽自動車等は、軽自動車税をかからなくすること（以下「減免」）ができます。

減免の対象になるかどうかは、右の二次元コードにアクセスし、
ページ上部の「フローチャート」からご確認ください。

対象確認フローチャート

減免手続きは、納期限までに行ってください

新たな減免申請や車両の乗り換えによる申請は、**納期限までに**手続きが必要です。
納期限後に申請された場合は、その年度の減免を受けることができません。

申請方法

スマホやパソコンで簡単に電子申請できます。

右の二次元コードにアクセスし、申請してください。
アカウント登録がお済みでない方は、画面右上の「新規登録」から
アカウント登録をしてから、申請してください。

e-KOBE（減免申請）



電子申請ができない場合は、必要書類を**郵送**してください。**窓口では受付していません。**
必要書類は、裏面の申請書下部またはページ上部の二次元コード（身体障害者等減免）からご確認ください。

宛先： 〒653-8762
神戸市長田区二葉町５丁目１－32 新長田合同庁舎２階
神戸市法人税務課 軽自動車税担当 宛

注意事項

・審査の結果、減免を受けられない場合があります。
・減免決定後であっても、調査の結果減免の要件を満たしていないことが判明した場合は、減免を取り消すことがあります。
・減免の対象になる場合は、身体障害者手帳等に貼る承認済マークを送付します。
承認済マークが届いたら、必ず身体障害者手帳等の備考欄に貼り付けてください。
・減免要件を満たさなくなった場合や、普通自動車の減免を受ける場合は、取り下げ申請をしてください。

問い合わせ先	神戸市 法人税務課 軽自動車税担当 電話：(0570)078-401(ナビダイヤル) (050)3625-7103(ナビダイヤル対象外の方) Mail：keiji@city.kobe.lg.jp